

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当） (06-6208-9285)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	開発許可に基づく地位の承継の承認
概要	開発許可を受けた者の特定承継人（開発区域内の土地の所有権、その他当該開発者に関する工事を施行する権限を取得した者）が、開発許可に基づく地位を承継するためには市長の承認を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	都市計画法第45条 大阪市手数料条例第6条第4号 https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html
審査基準	（適用対象） 都市計画法第45条により、開発許可を受けた者の特定承継人（開発区域内の土地の所有権、その他当該開発者に関する工事を施行する権限を取得した者）が、開発許可に基づく地位を承継する場合 （審査内容） ○特定承継人が適法に当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権限を取得しているかどうか ○当初の許可通り開発行為を行うため必要な資力及び信用があるかどうか など「開発許可に基づく地位」の承継について妥当であるか審査します。
標準処理期間	7日
経由日数	なし
提出先	計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当）
提出時期	随時
提出方法	地位承継承認申請書及び添付書類を計画調整局開発調整部開発誘導課にご提出ください。
手数料	開発規模及び用途によって異なります。詳しくは担当までお問い合わせください。
相談窓口	計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当）
ホームページ	
備考	